鳥取県視覚障がい者遠隔サポートシステムについて

鳥取県(以下「県」という。)は、鳥取県視覚障がい者遠隔サポートシステムを構築し、県内に居住する視覚障がい者の情報アクセス向上を図る。

<鳥取県視覚障がい者遠隔サポートシステムとは>

専用のアプリ(アイコサポート)を使用し、スマートフォンのカメラ機能により映し出された映像をもとに、遠隔地にいるオペレーターが、視覚障がい者である利用者の必要とする視覚情報を音声で伝えるもの。登録者は当該サービスを無料で利用することができます。

<利用要件等>

- ①鳥取県視覚障がい者遠隔サポートシステムを利用できる者は、鳥取県内の市町村に住民登録している18歳以上の視覚障がい者とし、利用できるエリアは、鳥取県内とする。鳥取県外では、エリア対象外となるため使用することができない。
- ②鳥取県視覚障がい者遠隔サポートシステム利用申込書に必要事項を記載の上、県に提出すること。
- ③申込が適正と判断された場合には、県からシステム利用登録時に必要な特定エリアコードを、 申込者に郵送等でお知らせする。申込者は、必要なアプリ(アイコサポート)をダウンロードし、 当該特定エリアコード等必要事項を登録の上、利用を開始するものとする。 ※登録方法については県からシステム利用登録時に別途案内。
- ④システムの利用時間は、午前9時から午後9時までとし、月4時間を上限に使用できるものとする。
- ⑤鳥取県視覚障がい者遠隔サポートシステム利用者として登録後、以下の場合には県に対し、届け出を行うこと。
 - ■利用の要件を喪失した場合(住所地を県外に移した場合)
- ⑥ ⑤の変更があった場合、原則として県にサービス利用終了の届け出があった日から、鳥取県 視覚障がい者遠隔サポートシステムの利用対象者でなくなり、利用登録を解除することにな る。
 - 引き続き、アイコサポートを利用されたい場合には、各自でアイコサポートの利用手続きを行うとともに、利用により発生する利用料についても各自でご負担いただく必要があるので、注意すること。
- ⑦県は、事業の適正実施のため、利用者の住民登録状況を市町村に確認することがある。
- ② ⑦の確認により、県内に住所地が無いことが判明した場合には、本人の同意を得ること無く、鳥取県視覚障がい者遠隔サポートシステムの対象外とし、登録を解除する。
- ⑨県から当該システム利用者に対し、県の施策等に関するアンケート等を行うことがあるため、協力すること。
- ⑩当該システムの申込者の情報、利用者の情報、その他県に提出された書類に含まれる情報については、県及び県から業務委託を行う株式会社プライムアシスタンスが共有する。
- ①その他、ここに定めのない事項に関しては、アイコサポート利用規約の定めに従うこと。